

**相談者（Aさん）** 四月から選挙管理委員会に配属になりました。公職選挙法（以下「法」といいます）が改正になり、インターネットを利用した選挙運動が解禁されたことから委員会にも有権者から時々問い合わせがあります。今回はこの問題について教えて下さい。

**弁護士** インターネットを利用した選挙（「ネット選挙」といいます）は一九九〇年代のアメリカが発祥の地です。一九九六年の大統領選挙において、各候補者がウェブサイトを開設し、経歴・政策を発信しました。その後はSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）のフェイスブック、ツイッター、ユーチューブ等を活用した選挙運動が一般的になっていきます。ヨーロッパ諸国でもこの一〇年あまりで同じような状況になってきています。日本でも、海外の影響を受けて、二〇〇〇年前後からネット選挙解禁の検討が始められました。

**Aさん** 確か、前回の参議院議員通常選挙からネット選挙が解禁されたと記憶しています。

**弁護士** そうですね。平成二五年四月（二〇一三年）に法がネット選挙解禁等の改正を行い、同年七月の参議院議員通常選挙から適用されました。もちろんその後の地方選挙にも適用されています。

**Aさん** ネット選挙解禁によって、有権者や

法律に強くなる！

連載【まちづくりの法律相談】

第90回

# ネットを利用した選挙運動

候補者がどのようなことができるようになります、どのようなことは禁止されているのかを具体的に教えて下さい。

**弁護士** まずは、事前運動の禁止の関係について確認しましょう。ネット選挙解禁によって、ネットを利用した選挙運動ができるようになったわけですが、ここで言う選挙運動と

は、「特定の選挙について、特定の候補者の当選を目的として投票を得又は得させるために直接又は間接に必要かつ有利な行為」であると定義されています。そして、選挙運動ができるのは、公示日に立候補の届出をしてから投票日の前日までなのです。立候補届出前にする選挙運動は事前運動として禁止されています（法二一九条）。従ってネット解禁によって認められることとなった候補者によるホームページ開設等による選挙運動は、公示日前には事前運動として禁止されることになります。

**Aさん** そうなると、公示日前に出馬表明した立候補予定者は、公示日前には経歴や抱負等を掲載したホームページを開設することはできないのですか。

**弁護士** そこは、判断の難しいところです。立候補予定者には、選挙運動はできなくても、政治運動は自由に行うことができます。具体的に投票を依頼するわけではなく、経歴や政治的な抱負等を記載したホームページであれば政治活動の一環として認められることが多いと思います。

**Aさん** では、有権者がネットを利用してできるようにした選挙運動を教えてください。

**弁護士** ウェブサイト等を用いた選挙運動ができるようになりました。具体的には次のような運動ができます（法一四二条の三）。

- ① ホームページ、ブログの利用
- ② フェイスブック、ツイッター等SNS利用
- ③ SNSのウェブサイト上のメッセージ機能利用
- ④ 自作の応援動画をネット配信

**Aさん** 電子メールでの投票依頼はできないのですか。

**弁護士** 電子メールは、候補者・政党はできるようになったのですが、有権者が行うことはできません。同様に、有権者は候補者や政党から送信されてきた電子メールを転送することもできません（法一四二条の四）。

**Aさん** 有権者はラインは利用できるのですか。

**弁護士** ラインはウェブサイト上のメッセージ機能ですので、利用できます。同様にフェイスブックのメッセージャーも利用することができます。

**Aさん** こうしたウェブサイト上のホームページやフェイスブックの記事を印刷して配付することはできるのでしょうか。

**弁護士** それは紙媒体を利用した選挙運動になりますので、一般原則に戻ってできないこととなります（法一四二条の二）。

**Aさん** 特定の候補者を落選させるために批判するような選挙運動をネットでできると聞いたのですが。

**弁護士** いわゆる落選運動と言われており、



これに関しては有権者もウェブサイトでだけではなく、電子メールで行うことが認められています。但し、記載内容に責任を持たせ、反論などの場合の連絡先を明らかにさせるために、メールアドレスを表示することが義務づけられていることに注意してください（法一四二条の五）。

**Aさん** 法一四二条の三では、ウェブサイト等の利用による場合にも電子メールアドレス等の表示義務を課しているように読めるので

すが如何ですか。

**弁護士** フェイスブックやツイッターの場合には、投稿するときにユーザー名が表示されますので、それで表示義務は果たしていると考えられます。

**Aさん** 有権者がウェブサイトをを利用して選挙運動を行う場合の注意事項をもう少し教えて下さい。

**弁護士** 対立する候補者や政党の名誉を侵害するような場合には、プロバイダーから削除を求められたり、相手方から損害賠償を求められるリスクがあることは覚えておきましょう。また、選挙権を有していない一八歳未満の者はネットによる選挙運動もすることができません。

ところで、選挙管理委員会に具体的な問い合わせが来た場合には、どのように対応しているのですか。

**Aさん** 今日先生に教えて頂いたことを踏まえて対応しますが、基本的には一般論としてはお答えできますが、具体的な法律違反の有無については、ケースバイケースであり、最終的には警察の判断になると回答しています。

◎執筆者 佐藤 裕一（さとう ゆういち）

弁護士法人杜協同 阿部・佐藤法律事務所  
東北大学法科大学院教授 宮城県人事委員会委員